平成２９年（フ）第２０６６号
札幌市手稲区稲穂４条２丁目１番12―106号
債務者　牧野　貴次
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８５号
札幌市北区南あいの里５丁目３番16―202号
債務者　藤田　朋洋
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９１号
札幌市東区苗穂町３丁目４番25号　プラザ上ヶ島302号
債務者　福田佐緒里
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９３号
札幌市東区北26条東20丁目３番５号　26条ハイツ２号
債務者　小西　弘幸
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９６号
札幌市白石区菊水元町10条１丁目５番12―104号
債務者　一ノ口裕樹
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９９号
札幌市厚別区厚別南２丁目４番21―203号
債務者　開米　　惠
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１６号
札幌市北区北23条西３丁目１番13―805号
債務者　藤井　大貴
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２０号
札幌市白石区平和通２丁目北４番34―402号
債務者　松尾　直和
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４号
群馬県安中市原市１丁目６番３号　原市第一県営住宅Ｃ棟153号
債務者　吉田　綾菜
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７９号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口1951番地の５
シャンポール紫野　102号
債務者　平塚　亜紀（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３０５号
愛知県安城市三河安城南町１丁目９番地５
岩井ビル503
債務者　大城　明大
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
愛知県高浜市神明町１丁目15番地６　（パークヒル神明　202）
債務者　松井聖和ルベンスこと　ＭＡＴＳＵＩ　ＲＵＢＥＮＳ　ＹＯＣＨＩＣＡＺＵ
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
愛知県豊田市吉原町馬ノ背107番地
債務者　井上よし子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
京都府宮津市字岩ケ鼻202番地
債務者　藤本　理一
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４０号
京都府京丹後市網野町浜詰266番地の30
債務者　小林規久雄
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４１号
京都府京丹後市網野町浜詰266番地の30
債務者　小林つや子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市下地字上地634番地47　下地団地１棟201号室
債務者　川満　康裕
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第８６号
福島県喜多方市字御茶屋6333番地、前住所福島県郡山市小原田３丁目15番１号
債務者　栗村　修一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係